

長崎県しま旅滞在促進事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 長崎県しま旅滞在促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領、長崎県補助金等交付規則及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱その他の法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、一般社団法人長崎県観光連盟会長（以下「会長」という。）が長崎県国境離島地域滞在型観光促進事業等交付金を活用して、長崎県内の特定有人国境離島地域である「対馬（対馬市）、壱岐島（壱岐市）、五島列島（五島市、新上五島町、小値賀町及び佐世保市宇久町）」（以下「離島地域」という。）を目的地とする旅行商品を組成する事業（以下「しま旅滞在促進事業」という。）の実施に対して交付し、もって離島地域における滞在型観光の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象及び助成金額)

第3条 助成金の交付の対象となるしま旅滞在促進事業（以下「交付対象事業」）は、離島地域に「もう一泊したい」と旅行者に思わせるような旅行商品を企画旅行として組成する事業とし、交付対象事業により組成する旅行商品（以下「しま旅旅行商品」という。）は、旅行会社を取り扱う募集型企画旅行及び受注型企画旅行のうち、離島地域での宿泊を伴うもので、航空路・航路及び別に定める体験・着地型旅行商品（以下「体験プラン等」という。）がセットになったものとする。しま旅旅行商品に係る旅行実施日は、令和7年4月1日以降に開始し、翌年2月末日までに終了するものに限る。

2 助成金の額は、次に掲げる企画開発費と販売促進費を合計した額とする。

- (1) 企画開発費は、しま旅旅行商品を組成するために必要な企画開発等に対する助成金で、当該しま旅旅行商品による離島地域への送客数（延べ宿泊客数）に原則として1,000円を乗じた額とする。
- (2) 販売促進費は、しま旅旅行商品の販売を促進するために必要な取組に対する助成金で、本土から離島地域もしくは離島地域間の輸送サービスの区分に応じて別表1及び別表2に掲げる金額を適用し、当該しま旅旅行商品の旅行代金より差し引くものとする。

3 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けたもので、日本国内に事業所（本社、地区営業部、支社、支店、営業所）を置く旅行会社とする。

- (1) 助成事業者は、助成事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 助成事業者は、助成事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (3) 助成事業者は、しま旅旅行商品の販売に際して取引先等の関係者へ優先販売を行ってはならない。

- (4) 助成事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 助成事業者は、前項の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (6) 助成事業者は、しま旅旅行商品の提供に際して、広告媒体等にしま旅滞在促進事業であることを明らかにする文章を掲載するとともに、会長が指定するロゴの使用に努めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する旅行商品を組成するものは、原則として助成金の対象から除く。

- (1) しま旅旅行商品販売計画書（第4条関係）に登録のない旅行商品
- (2) 体験プラン等が組み込まれていない旅行商品（ただし、対馬、壱岐島、五島列島のいずれかの同一地域内で3泊以上の滞在を伴うしま旅旅行商品については、体験プラン等を必ずしも要件としない）
- (3) 国及び他の地方公共団体等の助成制度等を活用して組成する旅行商品
- (4) 旅行催行の実現性が低いと判断される旅行商品
- (5) その他、会長が不相当と認める旅行商品

（しま旅旅行商品販売計画書等の提出）

第4条 助成金の交付を希望する助成事業者は、会長が示す期日までに、次の書類を提出するものとする。ただし、同一会社については取りまとめて提出できるものとする。

- (1) しま旅旅行商品販売計画書（様式第1号）
- (2) 助成金算出シート
- (3) 第3条に定める事項が確認できる企画書やパンフレット等

（しま旅旅行商品販売計画書等の受理、助成の停止）

第5条 会長は、前条により提出された書類を受理した場合、しま旅旅行商品販売計画書受理通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項による通知を受けた助成事業者は、当該しま旅旅行商品を販売することができる。但し、前項の通知は、助成金の交付を決定するものではなく、助成金は、予算の範囲内において販売実績により交付する。

3 会長は、予算の執行状況及び月毎しま旅旅行商品販売状況の報告により助成金の交付が困難と見込まれる場合は、前項によりしま旅旅行商品の販売を開始した助成事業者にいつでも助成の停止を通知することができる。

(しま旅旅行商品販売計画の変更)

第6条 前条第1項による通知後に、助成事業者が当該販売計画の変更をしようとする場合は、しま旅旅行商品販売計画変更届(様式第3号)及び変更後の助成金算出シートに係る書類を添付し、会長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、次に掲げる事項以外の変更とする。

(1) 助成事業者の変更

(2) 事業内容の変更

3 会長は、第1項による変更の内容が適当であると認めたときは、当該変更届を受理した上で、しま旅旅行商品販売計画変更届受理通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求、交付)

第7条 助成事業者は、交付対象事業の完了後、又は毎月事業実施後、会長が示す期日までに、次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第5号)

(2) 実績書<別記1>

(3) 助成金実績シート

(4) しま旅旅行商品ごとのパンフレット等(原本)

(5) 旅行実績(宿泊、利用交通機関及び体験プラン)を証明する書類(様式第6号)

(6) その他会長が必要と認めるもの

2 助成事業者は、助成金の交付を受けるため、前項の書類とあわせて、助成金交付請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

3 会長は、前2項により提出された書類が規定に合致するか確認を行った結果、適正と認めた場合は、適正と認めた日から30日以内に助成事業者に助成金を支払うものとする。その際、会長は助成事業者に対して支払通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第8条 会長は、助成事業者に対して、月毎しま旅旅行商品販売状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 会長は、助成事業者に対して、必要に応じて交付対象事業の旅行代金内訳書(原価計算書)その他交付対象事業の適正な実施状況を確認するために必要な書類等の提出を求めることができる。助成事業者は合理的な理由がない限りその求めに応じなければならない。

(助成金の返還)

第9条 会長は、第7条第3項に基づき助成金を支出した後、助成事業者がこの要綱その他の法令等の規定に違反していたことが明らかになった場合は、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた助成事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく助成金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年 6月 5日から施行する。
 この要綱は、平成29年 7月 3日から施行する。
 この要綱は、平成29年 8月14日から施行する。
 この要綱は、平成29年10月16日から施行する。
 この要綱は、平成29年11月 9日から施行する。
 この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。
 この要綱は、平成30年 7月23日から施行する。
 この要綱は、平成30年11月15日から施行する。
 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 元年10月 4日から施行する。
 この要綱は、令和 2年 2月28日から施行する。
 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 2年 7月 3日から施行する。
 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 4年 3月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 6年10月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。